

青森市耐震改修促進計画 改定の概要

第1章 計画改定に当たっての基本的な考え方

1-1 計画改定の背景と目的

- ・令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正。
- ・令和6年9月に「青森市総合計画前期基本計画」策定。
- ・これらを踏まえ、計画期間を令和8年度から令和17年度まで延長し、住宅及び特定建築物の耐震化向上を図り、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指す。

1-2 計画の位置づけ

- ・最上位計画：青森市総合計画前期基本計画
3 まちをデザインする
政策2 災害防止・雪対策の充実
施策1 人口減少に対応した災害に強い都市基盤整備
- ・上位計画：青森市地域防災計画、青森市都市計画マスタープラン
- ・国などの支援策の活用必須となる市町村計画
- ・連携する計画：青森市住生活基本計画

1-3 計画期間 1-4 計画の対象

- 1-3 計画期間：令和8年度から令和17年度まで
※現計画の期間：平成28年度から令和7年度まで
- 1-4 計画の対象
対象地域：青森市全域

1-5 基本理念 1-6 基本方向

- 1-5 基本理念
“わたしたちが守る 快適であんしんなまち”
- 1-6 基本方向
- 1 住宅の地震に対する安全性の確保
 - 2 民間特定建築物の地震に対する安全性の確保

第2章 青森市における地震及び建築物の現況

2-1 青森市周辺の地震環境 2-2 最近の主な地震の発生状況

- ・太平洋側の地震：2011年 東北地方太平洋沖地震（震度4）
- ・日本海側の地震：1983年 日本海中部地震（震度4）
- ・内陸直下の地震：最近では発生なし

2-3 想定される地震の規模 2-4 建物被害及び人的被害

- 2-3 想定される地震の規模
- ・海溝型の太平洋沖地震：最大震度6（弱）
 - ・内陸直下型の入内断層地震：最大震度7
- 2-4 建物被害及び人的被害（入内断層地震）
- ・建物被害：全壊約29,000棟、大規模半壊・半壊約24,000棟
 - ・人的被害：避難者約51,000人、り災者約106,000人

2-5 建築物の耐震化の現況

- (1) 市有特定建築物
 - ・耐震化率 99.1%（令和7年3月末現在）
 - ※現計画の目標：令和7年度に概ね解消（目標達成済）
- (2) 住宅
 - ・耐震化率 88.7%（令和5年住宅・土地統計調査から推計）
 - ※現計画の目標：令和7年度に95%
- (3) 民間特定建築物
 - ・耐震化率 85.3%（令和7年3月末現在）
 - ※現計画の目標：令和7年度に95%

第3章 建築物の耐震化の目標

- (1) 住宅 → 令和17年度におおむね解消
- (2) 民間特定建築物 → 令和12年度におおむね解消

※「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和7年7月改正）において耐震化の指標として設定された耐震化率及び市の状況を踏まえ設定

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 基本方向に対応する主な施策

- (1) 住宅：「耐震化の支援」、「相談体制の充実、普及啓発の促進」
 - ・市民が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努める。
 - ・支援対象を昭和56年5月31日以前に建築された住宅から平成12年5月31日以前に建築された住宅へ変更
- (2) 民間特定建築物：「耐震化の支援」、「普及啓発の促進」
 - ・所有者が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努める。

4-2 建築物等の安全対策の推進

- (1) 建築物等の品質、性能の確保
- (2) 雪に強い住宅等の整備
- (3) 地震時の総合的な安全対策
- (4) 家具転倒防止対策の推進
- (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路
- (6) ブロック塀等の安全対策
 - ・ブロック塀等の耐震改修を支援する事業の対象となる避難路について、文言で明示。

4-3 建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 市の広報紙やホームページ、パンフレット等の活用
- (3) リフォームに併せた耐震改修の誘導
- (4) 計画の認定等の周知

4-4 法に基づく指導・助言など

- (1) 耐震改修促進法による指導等の実施
- (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

第5章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 5-1 推進体制
- ・青森県建築物地震対策連絡協議会との連携
 - ・建築関連イベントや防災関連イベントにおける相談窓口の設置
 - ・応急危険度判定士の育成
- 5-2 その他
- ・必要に応じた本計画の見直し